

学校における新型コロナウイルス感染症  
に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～を踏まえた

# 文化部活動再開ガイドライン

Revise-6.0

(高等学校)

令和3年7月15日  
山梨県教育庁 高校教育課

## はじめに

県教育委員会は、令和元年7月、生徒にとって望ましい文化部活動の環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、「やまなし文化部活動ガイドライン」を策定した。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、学校教育活動においては感染拡大防止が最重要課題となっていることから、県教育委員会は、文化部活動の意義や教育的効果を失うことなく、「新しい生活様式」に基づいた新たなスタイルを構築し、「やまなし文化部活動ガイドライン」の意義を補完する役割として、「文化部活動再開ガイドライン」を発出し、感染のリスクを可能な限り低減した上で安全な活動を持続していくための方針を示すこととした。

今後、各学校等においては、新型コロナウイルス感染症が終息するまで本ガイドラインに則った活動をお願いする。

### 1 ガイドライン改訂について(Revise6.0)

- これまで大会開催を含めた文化部活動においては、本ガイドラインに基づいた活動を着実に進めることにより、感染リスクを低減しつつ安全に活動を推進することについて一定の成果を得ることができた。
- また、生徒・教職員等がこれらの活動を通して、新型コロナウイルス感染防止対策の知見を得ることができ、これを踏まえた感染防止対策の徹底が定着している。
- さらに、県内外におけるワクチン接種も段階的に進むことが見込まれている。
- このことを踏まえ、「地域の感染レベルを踏まえた部活動の段階的な進め方」における「レベル2 地域相当」及び「レベル1 地域相当」の考え方を変更することとした。
- なお、今後の感染状況により、内容を見直すこともある。

### 2 改訂内容

文部科学省が示す「地域感染レベル」が山梨県において「レベル2 地域相当」及び「レベル1 地域相当」の場合は、「緊急事態措置地域」及び「まん延防止等重点措置地域」の対象になっていない地域に所在する学校との県内外（対象外地域に限る）における交流活動を、原則可能とする。

しかし、県内の感染状況が悪化した場合においては、県外の学校との交流活動を一時中止するなどの対応についてその都度通知する。

なお、県内の感染状況については、「直近1週間の感染者数」など山梨県感染症対策センターが公表する「山梨県のモニタリング週報」の内容により総合的に判断する。

### 3 部活動実施における徹底事項

- 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること
- 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員等が活動状況を確認すること
- 準備、着替えなどを含め、3つの密の条件が重ならないように指導すること
- 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を必ず行うように指導すること
- 気温が高い日などは、熱中症に注意するよう指導すること
- 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不要に使い回しをしないよう指導すること
- 大会等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会はもとより、会場への移動や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時等においても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること
- 合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること
- 文化部活動の実施に当たっては、各団体が作成するガイドラインを踏まえること

以上のほか、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ 文部科学省 2021.4.28Ver.6」等で示している内容に留意すること

## 4 移動に伴うリスク管理について

バス等による移動については「山梨県立学校における国内修学旅行の実施のためのガイドライン(Ver1.1)」、「(令和2年9月1日付け)教高第1958号 県立高等学校における宿泊を伴わない県外に及ぶ校外行事の実施について(通知)」及び、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第4版)」で示されている内容を各学校の実態に合わせて運用すること。

### ○ 学校自動車等を利用する場合の留意事項

- ・学校自動車等の特性に配慮し、対応すること
- ・乗車前に家庭及び会場等で検温し、発熱が認められる場合の乗車は避けること
- ・定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・可能な範囲で運行方法等の工夫により、過密乗車を避けること

★県外等への移動で乗車時間が長時間わたる場合については、乗車人数、座席間の距離、休憩の回数など上記ガイドライン等と同程度以上の安全を確保すること

- ・降車後は速やかに手を洗うこと
- ・座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- ・ドアノブ、手すり等を利用前、利用後に消毒すること

### ○ 公共交通機関を利用する場合の留意事項

- ・マスクを着用すること
- ・降車後は速やかに手を洗うこと
- ・顔をできるだけ触らないこと
- ・可能な限り乗客が少ない時間帯に利用できるよう配慮すること
- ・大きな声での会話などは慎むこと

### ○ 途中休憩における留意事項

- ・サービスエリア等において休憩する場合は、手洗い、手指消毒等の徹底及び、大きな声での会話などは慎むこと

## 5 県外における泊を伴う活動について

県外における泊を伴う活動については、必要性や目的を明確にし、生徒・保護者等との共通理解を図った上で、その成果が十分得られると校長が判断する場合において、実施可能とする。

なお、本県及び当該都道府県において、県を超えた移動制限などの協力要請が出されている場合は不可とする。

- 県内における泊を伴う活動については、県外チームの宿泊は、やまなしグリーンゾーン認証施設の利用を推奨すること。なお、県内チームはやまなしグリーンゾーン認証施設を利用すること。
- 県外における泊を伴う活動については、「やまなしグリーンゾーン認証施設相当」の施設を利用することが望ましい。  
また、宿泊施設の利用に当たっては、宿泊施設が示すガイドライン等に則り宿泊すること。  
なお、旅程中に感染者等が発生した場合を想定し、「山梨県立学校における国内修学旅行の実施のためのガイドラインVer1.1 2 基本的な考え方（2）」に基づいて対応すること。

## 6 地域の感染レベルを踏まえた部活動の段階的な進め方

	全レベル 共通事項	レベル3 地域相当	レベル2 地域相当	レベル1 地域相当	活動内容	活動時間	休養日	
第1ステージ	<p>・可能な限り感染予防対策をとる ・教師等が活動状況の確認を徹底する</p> <p>・教育内大会の上位大会等への出場については保護者、生徒等と 共通理解を図り、県教育委員会と協議すること</p>	<p>個人や少人数でのリスクの低い 活動で短時間での活動</p>			個人練習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30分程度</li> <li>・平日のみ</li> </ul>	平日1日及び 土日の両方	
第2ステージ					<p>※</p> <p>は県内の感染状況によって通知</p>	グループ練習 (5～6名程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間程度</li> <li>・平日及び土日の いずれか1日</li> </ul>	
第3ステージ						原則校内での活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間半程度</li> <li>・平日及び土日の いずれか1日</li> </ul>	
第4ステージ						近隣での発表等 (合同練習等を実施する場合、当該 校長同士で協議すること)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまなし文化 部活動ガイド ラインに準 ずる</li> </ul>
第5ステージ						県内での発表等 (合同練習等を実施する場合、当該 校長同士で協議すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまなし文化 部活動ガイ ドラインに 準ずる</li> </ul>	
第6ステージ						県内外での発表等 (合同練習等を実施する場合、当該 校長同士で協議すること)		

※地域の感染レベルについては県内の感染状況を踏まえ、必要に応じて通知する。

※地域とは、生活圏(主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する)が考えられる。

※各ステージの期間は1週間単位を想定しているが、各学校、地域の実情を考慮し、ステージの期間を延長することも考えられる。

※感染者等が発生し臨時休校等の対応を実施した学校は、部活動の段階的な進め方などについて県教育委員会と相談する。

## 【参考】

### ○感染防止の配慮

#### ●活動前・活動中

- ・ 4月21日付教保体第241号「学校再開後の新型コロナウイルス感染症防止に留意した保健体育の授業等に関する留意事項」で示した「屋外・屋内の活動に共通する事項」は、感染防止のため、文化部活動においても全てのステージを通じて留意することとし、着実な感染症防止対策を徹底すること。なお、【その他】において、マスクの着用について推奨すると示しているが、換気を適切に実施し、かつ、生徒等の間に十分な距離をとっている場合についてはこの限りではない。

#### ●活動後

- ・ 生徒が自主練習等で残ることがないように、活動終了後は速やかに下校させること
- ・ 下校時に公共交通機関の混雑を回避するよう工夫をすること  
(工夫例)・ホール等では部活ごとに入れ替え制をとる
  - ・ 部員が多数いる場合は活動時間ごとのグループに分ける  
(後半に活動する部員は前半は学習活動をする)

### ○中央統括団体の感染症防止対策の方針について

- ・ ホームページ等で感染症防止対策の方針が示されている場合があるので必ず確認すること
- ・ 感染症防止対策が示されている場合は、本ガイドラインとともに、それらの指示に従うこと

### ○外部指導者の活用について

- ・ 直接的な指導を生徒に行わない場合があっても、練習計画の作成等がある場合は指導実績として認める